

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部

一部を改正する政令新旧対照条文
(昭和二十七年政令四百二十九号)

(傍線の部分は改正部分)

第五条 (給付基礎額) (略)	第六条 (給付基礎額) (略)	第七条 (給付基礎額) (略)
2 給付基礎額は、八千七百円とする。ただし、その額が、協力援助者（法第五条第一項第一号に規定する協力援助者をいう。以下同じ。）の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、一万四千百円を超えない範囲内においてこれを増額した額をもつて給付基礎額とすることができる。	2 給付基礎額は、八千八百円とする。ただし、その額が、協力援助者（法第五条第一項第一号に規定する協力援助者をいう。以下同じ。）の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、一万四千百円を超えない範囲内においてこれを増額した額をもつて給付基礎額とすることができる。	2 給付基礎額は、八千八百円とする。ただし、その額が、協力援助者（法第五条第一項第一号に規定する協力援助者をいう。以下同じ。）の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、一万四千百円を超えない範囲内においてこれを増額した額をもつて給付基礎額とすることができる。
3・4 (略)	3・4 (略)	3・4 (略)
(介護給付の範囲、金額及び支給方法)	(介護給付の範囲、金額及び支給方法)	(介護給付の範囲、金額及び支給方法)
第七条の二 (略)	第七条の二 (略)	第七条の二 (略)
2 介護給付は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。	2 介護給付は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。	2 介護給付は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
一 介護給付に係る障害（障害の状態に変更があつた場合は、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として国家公安委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が十万四千五百七十円を超えるときは、十万四千五百七十円）	一 介護給付に係る障害（障害の状態に変更があつた場合は、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として国家公安委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が十万四千五百七十円を超えるときは、十万四千二百九十九円）	一 介護給付に係る障害（障害の状態に変更があつた場合は、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として国家公安委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が十万四千二百九十九円を超えるときは、十万四千二百九十九円）

二 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護給付の給付の事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合は、当該介護に要する費用としで支出された額が五万六千七百九十四円以下である場合に限る。）

五万六千七百九十四円

三 介護給付に係る障害が随時介護を要する程度の障害として国家公安委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が五万二千二百九十四円を超えるときは、五万二千二百九十四円）

四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合は、当該介護に要する費用として支出された額が二万八千四百円以下である場合に限る。）二万八千四百円

二 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護給付の給付の事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合は、当該介護に要する費用としで支出された額が五万六千六百円以下である場合に限る。）

五万六千六百円

三 介護給付に係る障害が随時介護を要する程度の障害として国家公安委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が五万二千二百五十四円を超えるときは、五万二千二百五十円）

四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合は、当該介護に要する費用として支出された額が二万八千三百円以下である場合に限る。）二万八千三百円